

災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）、一般社団法人日本自動車販売協会連合会岡山県支部（以下「丙」という。）及び岡山県軽自動車協会（以下「丁」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時における被災者等（被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンターをいう。以下同じ。）の移動手段の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における県内の被災者等の円滑な移動手段の確保に関し、甲、乙、丙及び丁の四者間の役割分担の明確化を図り、被災者等に対する支援体制を構築することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、被災者等の移動手段の確保の必要が生じたと認められる場合又は被災した市町村からの要請があった場合は、乙、丙及び丁に対し協力を要請するものとする。

（役割等）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲、丙及び丁と連携の上、県内の被災者等に対する自動車の貸与事業を実施するものとする。

2 丙及び丁は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲及び乙と連携の上、可能な範囲内で、前項の貸与事業に使用する自動車を乙に提供するものとする。

3 甲は、第1項の貸与事業の実施場所の確保に努めるとともに、必要に応じ、市町村に対して協力を求めるものとする。

4 甲、乙、丙及び丁は、被災者等に対する自動車の貸与事業について予め周知するなど、市町村等と円滑に連携するよう努めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、この協定を締結した相手方（以下「相手方」という。）から提供を受けた情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。）を第1条の目的のために限り使用するものとし、その他の目的に使用しないこと及び第三者に開示しないことに合意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同条の目的以外の目的に使用する、又は第三者に開示する場合については、この限りでない。

(1) 事前に相手方の承諾を得て第三者に開示する情報

(2) 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報

(3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた者の故意又は過失によることなく公知となった情報

(4) 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報

(5) この協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報

(6) 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報

(7) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）その他の法令等の規定により開示しなければならない情報

2 甲、乙、丙及び丁並びにこれらの外郭団体、関連会社等の役職員並びに弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家であって、この協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負った上で前項ただし書の規定により情報の開示を受けたものは、前項の第三者に含まれないものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間が満了する日の1か月前までに甲、乙、丙及び丁から書面による申出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後の有効期間についても同様とする。

（協定内容の変更）

第6条 甲、乙、丙及び丁のいずれかがこの協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年1月17日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木隆太

乙 宮城県石巻市駅前北通り一丁目5番23号
一般社団法人日本カーシェアリング協会

代表理事 吉澤武彦

丙 岡山県岡山市北区富吉5301番8
株式会社岡山県自動車会館2階
一般社団法人日本自動車販売協会連合会岡山県支部

支部長 梶谷俊介

丁 岡山県岡山市北区久米178番3
岡山県軽自動車協会

会長 山本 由一